

一般社団法人日本血栓止血学会男女共同参画推進委員会規則

(総 則)

第1条 本規則は、日本血栓止血学会（以下「本会」）男女共同参画推進委員会（以下「委員会」）の任務、組織等について定める。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議することを任務とする。

- (1) 男女共同参画に関わるさまざまな問題についての検討
- (2) 男女共同参画の観点からのキャリア形成・継続のための支援
- (3) 男女共同参画や育児・介護等を担う会員の支援をテーマにしたセッションなどの計画
- (4) その他理事長より依頼のあった事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長各1名、委員10名以内で構成する。なお、委員には必ず男女両性を含む。

- 2 委員会には、担当理事1名を置く。
- 3 委員は、本会代議員・会員のなかから委嘱される。
- 4 委員長、副委員長および担当理事は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5 委員は、委員長が推薦し、本会理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 6 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の委員会出席を求めることができる。

(補 則)

第4条 本規則に定めるもののほかは、日本血栓止血学会定款等の定めるところによる。

第5条（規則の施行、改廃） 本規則の改廃は、委員会の議を経て、理事会で決定する。

附則

本規則は、2021年1月30日から施行する。